公　告

諮　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第２０４０号
北海道江別市上江別東町10番地の15
債務者　高橋　淳子（旧姓中）
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４４４号
札幌市東区北31条東17丁目５番17号　ベルメゾン北31―103
債務者　松浦　紀子
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２６５０号
札幌市中央区南７条西９丁目1028番地
債務者　市場みよ子
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２６８４号
札幌市南区澄川５条３丁目３番22号　ハイツ佐藤102号
債務者　加藤　好充
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２７６６号
札幌市手稲区前田７条12丁目３番９―302号
債務者　依田　美子（旧姓松橋）
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２７８４号
札幌市白石区菊水元町９条２丁目３番36号　エスタシオンＢ―101号
債務者　西尾　玲香
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８０２号
札幌市西区八軒10条東３丁目１番27―201号
債務者　小貫多美子
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８３２号
札幌市中央区北４条西19丁目１番地２　北４条レジデンス303号
債務者　神谷　雄二
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３２３号
群馬県高崎市中居町２丁目21番地１　サン・コーポラス中居２号棟106号
債務者　園部　　進
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第３２４号
群馬県高崎市金古町1925番地１　伊藤マンション205号
債務者　塩家兼太郎
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第３２５号
群馬県高崎市金古町1925番地１　伊藤マンション205号
債務者　塩家　瑞穂
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第３２６号
群馬県高崎市貝沢町1278番地12
債務者　佐野　　孝
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第３２７号
群馬県高崎市八幡町87番地１
債務者　北園まゆみ
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第３３４号
群馬県藤岡市藤岡2511番地１
債務者　杉浦　政男
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第３３６号
群馬県高崎市八幡町795番地１　ツインヒルズＤ102号
債務者　落合　　享
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第３４２号
群馬県甘楽郡下仁田町大字吉崎甲120番地　しらかば団地80―Ｃ―10
債務者　下山　恵美
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１９５号
千葉県山武市椎崎968番地６
債務者　川崎　伸幸
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係